

第2次半田市環境基本計画 後期計画概要版



I 計画の概要

第1章

計画策定の目的・背景

現行計画が目標年次を迎えるにあたり、本市を取り巻く課題や社会情勢に対応した総合的な取り組みの検討が必要となっています。

半田の地域資源や市民・事業者の力を活かし、環境・経済・社会の3側面の統合的向上により、地域の環境向上と持続可能なまちの実現をめざすとともに、ゼロカーボンシティに向けたスタートの10年となる「第2次半田市環境基本計画」を策定します。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含むものとします。

計画期間 令和3年度～令和12年度の10年間

中間年度である令和7年度に見直しを行い、後期計画として改訂します。

II 基本理念

第2章

1. 自ら進んで環境への負荷を低減し、地球温暖化に向き合い「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」の実現をめざします。
2. 「公害なく安心して暮らせるまち」をめざして、継続的に取り組みを展開するとともに、豊かな自然を守り育てます。
3. 市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たすとともに、協働により、環境に配慮した持続可能なまちの実現に果敢に挑戦し続けます。

III 将来像

第2章

環境を守り 未来へつなぐ脱炭素のまち・はんだ

市民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、豊かな自然と共生した持続可能なまちをめざし、市民・事業者・行政が協働し、環境に配慮した取り組みを積極的に推進するとともに、かけがえのない地球を守るため、地球温暖化対策に果敢に取り組む「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」に向けて第一歩を踏み出します。

IV 施策体系

第3章

第2次半田市環境基本計画 後期計画の構成

第1章

計画策定の背景と、計画の基本的事項、これまでの取り組みと成果を示しています。

第2章

計画の基本理念とともにめざす環境の将来像を掲げ、これを実現するための5つの取り組みの柱及び基本的な考え方を示しています。

第3章

第2章で示した5つの柱ごとに、目標と取り組みを示すとともに、重点となる取り組みの考え方も示しています。

取り組みの柱	取り組みの方針
柱1 ゼロカーボン社会	1-1 脱炭素社会へ移行する
	1-2 気候変動に備える
柱2 資源循環社会	2-1 3Rを推進する
	2-2 廃棄物を適正に処理する
柱3 自然共生社会	3-1 身近な自然を保全・創出する
	3-2 生物とその生息環境を守る
柱4 安心・快適社会	4-1 きれいな水や大気を確保する
	4-2 農畜産業の環境対策を推進する
	4-3 快適な暮らしを確保する
柱5 協働	5-1 環境を学び、行動する人を増やす
	5-2 多様な主体の協働を進める

第4章

半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にかかる内容と取り組みを示しています。

第5章

半田市気候変動適応計画にかかる内容と取り組みを示しています。

第6章

半田市生物多様性地域戦略にかかる内容と取り組みを示しています。

第7章

計画の推進体制と進行管理の方法を示しています。

V 将来像の実現に向けた取り組みの方針

柱1 ゼロカーボン社会 重点的な取組

目標値を上方修正
CO₂排出量 976千t-CO₂⇒660千t-CO₂
公共施設での太陽光発電導入量 1,260kW⇒4,690kW 等

- 1 脱炭素社会へ移行する
家庭や事業所での取り組みや、移動時の脱炭素化を進め、再生可能エネルギーの活用によるエネルギーの地産地消に取り組みます。また、それらの市全体の環境配慮行動を牽引していくため、市が率先した行動を示し、脱炭素社会への移行をめざします。
- 2 気候変動に備える **具体的取り組みを記載**
クーリングシェルター、熱中症予防のための学校における対策 等
気候変動への適応を推進するため、気候変動の影響と適応策について情報収集するとともに、多様な主体との連携により、農畜産業の暑熱対策や災害対策、熱中症対策など、本市に関係の深い分野における具体的な適応策に取り組み、気候変動に備えます。

柱2 資源循環社会 重点的な取組

目標値を上方修正
ごみ排出量 日/人 860g⇒710g
家庭系ごみ排出量 日/人 450g⇒410g

- 1 3Rを推進する
消費者としての使う責任と廃棄する責任を果たす循環型社会を構築するために、ごみの発生・排出抑制（リデュース）・製品等の再使用（リユース）・資源の再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みを推進します。
- 2 廃棄物を適正に処理する
廃棄物を適正かつ効率的に処理し、環境負荷の低減を図るため、広域によるごみの適正処理の推進やごみ分別の啓発・指導、不法投棄防止対策等に取り組みます。

柱3 自然共生社会

- 1 身近な自然を保全・創出する
市民が身近な自然に親しみ、地域の自然を愛する心を育むため、河川やため池などの水辺環境や緑地などを保全・創出し、身近な自然とふれあえる機会をつくります。
- 2 生物とその生息環境を守る
市内の豊かな生物多様性を守るため、生物の生息環境である水辺環境や緑地などの保全や、生物多様性に貢献する農地を維持することで、生物とその生息環境を守ります。

柱4 安心・快適社会

- 1 きれいな水や大気を確保する
きれいな水や大気を確保し、市民が安心して暮らせる公害のないまちとするため、事業活動等からの公害を防止するとともに、河川・海域・ため池の水質改善を図ります。
- 2 農畜産業の環境対策を推進する
長年の課題となっている畜産施設から発生する悪臭問題や水質汚濁対策をより一層進めるとともに、環境に配慮した農業を推進します。
- 3 快適な暮らしを確保する
日常生活から発生する様々な環境問題に適切に対応するとともに、半田らしい景観を保全・形成することで、市民が安心して快適に暮らすことのできる環境を確保します。

柱5 協働

柱共通の基盤

- 1 環境を学び、行動する人を増やす **目標値を上方修正**
ホームページアクセス件数 720件⇒3,100件
あらゆる世代の環境意識の向上に向け、環境学習の強化を図るとともに、地域と学校、企業が連携した環境学習を進め、環境を学び行動する人を増やします。

- 2 多様な主体の協働を進める
多様な取り組みの相乗効果によって市の環境を向上していくため、各主体の協働による様々な取り組みを展開し、環境保全活動の支援と担い手の育成に取り組むとともに、わかりやすい情報共有を図ります。また、企業の環境に配慮した事業活動を促進します。

上方修正 半田市地球温暖化対策実行計画 第4章

本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取組を推進していきます。
温室効果ガスのうちCO₂を対象に、令和12年(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%削減することを目標とします。省エネによるエネルギー需要を削減し、再エネの最大限の活用を市民・事業者・行政の協働により進めるとともに、脱炭素化に向けた市内機運の醸成を図ります。

新規追加 半田市気候変動適応計画 第5章

気温上昇や大雨の増加など、気候変動による影響が全国各地で生じており、影響は本市にも現れています。地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）に加え、被害の回避や軽減対策（適応策）に取り組む必要があります。
自然災害・健康・教育など各分野における適応策を検討するとともに、市民・事業者・行政それぞれが、情報収集や必要な対策を行うことで、気候変動による影響を回避・軽減します。

半田市生物多様性地域戦略 第6章

豊かな自然を残していくためには、次世代を担う子どもたちが、ふるさとの環境を大切に思う心を持ち、行動するための学びの場と機会が求められます。
企業、地域、学校、行政の連携を一層深め、環境学習を重点的に進めるとともに、市内に生息する生物などに関する情報の収集・発信を行うことで、生物にとって重要な水辺や農地といった生育・生息環境を守っていきます。